

令和 4 年 第 1 回

色麻町農業委員会総会議事録

令和4年1月25日（火）

色麻町農業委員会議事録

令和4年1月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担当	氏名
1	農政	高橋 たえ子
2	農地	堀籠 慶浩
3	農地	鎌田 一宣
4	農政	早坂 勝一
5	農政	渡邊 義彦
6	農政	齋條 仁美
7	農地	菅原 敏臣
8	農地	阿部 きよ子
9	農地	大泉 貞行
10	農政	早坂 成弘
11	農政	畑中 長悦
12		堀籠 勝恵

・出席委員 12名 ・欠席委員 0名

・会議録書記 遠藤 由美 ・事務局長 高橋 康起

議決事項 議案第1号 農地法第3条の規定による許可決定について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
議案第3号 農用地利用集積計画(案)の意見決定について

議長 皆様、大変ご苦勞様です。
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。
本日の出席委員は12名でございます。
定足数に達しておりますので、第1回色麻町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、6番 齋 條 仁 美 委員、7番 菅 原 敏 臣 委員を指名いたします。

議長 議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。
・・・省略・・・

議長 それでは議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可決定についてを議題と致します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可決定について。
上記について下記のとおり農業委員長あての許可申請書を受け付けたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号1番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号1番 譲渡人 ○○さん、○○譲受人 さん、申請地 王城寺字権三前三番〇一〇、地目 田、地積4,751㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

また、譲受人は取得後の農地を効率的に利用すること、労働力や機械の所有状況の面からみても問題なく、農業委員会の定める別段の面積基準も超えており、許可要件を満たしております。

議長 内容の説明が終わりました。
現地調査の報告を7番 菅 原 敏 臣 委員よりお願いします。

菅原委員

それでは、番号1番について、現地確認の報告をいたします。

去る、1月11日、担当委員 高橋 たえ子 委員、渡邊 義彦 委員、それに私と、堀籠会長、高橋局長の5名で確認を行いました。

申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。

申請地の場所は確認してまいりましたが、積雪により管理状況等は確認できなかったことから、担い手支援センターに管理・保全状況等を確認したところ特に問題はなく適正に管理されているとのことでした。

その旨ご理解いただき、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告いたします。

議長

ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

全員賛成ですので、番号1番については、可と決しました。

議長

番号2番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号2番 譲渡人 ○○さん、譲受人 ○○さん、申請地 王城寺字新横内○一〇 外1筆、地目 田、地積5,650㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

また、譲受人は取得後の農地を効率的に利用すること、労働力や機械の所有状況の面からみても問題なく、農業委員会の定める別段の面積基準も超えており、許可要件を満たしております。

議長

内容の説明が終わりました。

議長

現地調査の報告を7番 菅原 敏臣 委員よりお願いします。

菅原委員

それでは、番号2番について、現地確認の報告をいたします。

現地調査の日程及び担当委員については、番号1番の報告と同様であり、申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。

こちらも番号1番と同様に申請地の場所につきましては確認してまいりましたが、積雪により管理状況等は確認できなかったことから、担い手支援センターに管理・保全状況等を確認したところ特に問題はなく適正に管理されているとのことでした。

その旨ご理解いただき、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告いたします。

議長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。1番と2番は同面積での交換ということを確認していただければと思います。それでは、ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号2番については、可と決しました。

議長 番号3番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号3番、譲渡人 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 大字新大原〇一〇、地目 畑、地積 569㎡、譲渡事由につきましては記載のとおりでございます。

譲受人の ○○ さんは、現在まで ○○ さんの農地を借り受けて耕作しており、当該農地には農業用ハウスを建てて育苗目的で使用しておりました。今月末で賃貸借契約が切れることから、当該農地を正式に譲り受けるものであります。

また、○○ さんは、自作地は引き続き耕作目的で所有するものであり、近隣にお住まいでもあることから、農地の効率的な利用も見込め、要件を満たしているものと判断しております。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 現地調査の報告を7番 菅原敏臣委員よりお願いします。

菅原委員 それでは、番号3番について、現地確認の報告をいたします。

現地調査の日程及び担当委員については、番号1番及び番号2番の報告と同様であり、申請地の内容は、先ほど事務局が説明したとおりであります。

申請地の利用状況、管理状況などを確認してまいりましたが、適正にパイプハウスが設置されておりました。積雪により管理状況等は確認できなかったことから、近隣に農地を所有する鎌田委員に管理・保全状況等を確認したところ特に問題はなく適正に管理されているとのことでした。

その旨ご理解いただき、委員各位のご審議をよろしくお願い申し上げ報告いたします。

議長 ご苦労様でした。調査報告が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号3番については、可と決しました。
以上で、議案第1号、農地法第3条の規定による許可決定については、原案のとおり可と決しました。

議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について。
上記について、下記のとおり宮城県知事あての許可申請を受け付けたので、意見を付して進達するため審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号1番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号1番、賃貸人 ○○さん、賃借人 色麻町長 早坂利悦さん、申請地 王城寺字新横内○一〇、地目 田、地積 890㎡、申請内容は、公共井戸掘削事業に伴う資機材置場設置のための一時転用であります。本件につきましては、令和3年1月付けで県の許可を受けておりましたが、世界的な半導体不足の影響により、電気設備等の工事に必要な部品の入手に想定外の時間を要することが判明したことから、工期の変更を行うものであります。

議長 内容の説明が終わりました。

議長 それでは、ご発言を頂きます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号1番は可と決しました。
以上で、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり可と決しました。

議長 議案第3号、農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。

議長 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第3号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。
記書きについては、省略させていただきます。

議長 番号1番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号1番、権利の種類 売買、移転をする者 ○○さん、移転を受ける者 宮城県農地中間管理機構 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 寺田^{もり}守彦^{ひこ}さん、設定をする土地の所在 大字新下本町〇一〇 外1筆、地目 田、地積 6, 0 1 9 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等からみやぎ農業振興公社の農地売買等事業を活用するものです。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号1番は可と決しました。

議長 番号2番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号2番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 大字下本町北〇一〇 外8筆、地目 田、地積 2 3, 2 9 3 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号2番は可と決しました。

議長 番号3番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号3番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 吉田字細江○-○ 外1筆、地目 田、地積 2,907㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号3番は可と決しました。

議長 番号4番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号4番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 吉田字石坂○-○ 外4筆、地目 田、地積 7,441㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号4番は可と決しました。

議長 番号5番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号5番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字新本郷〇ー〇 外2筆、地目 田、地積 4,008㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から、認定農業者である ○○さんと新規に利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号5番は可と決しました。

議長 番号6番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号6番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字瀧〇ー〇 外4筆、地目 田、地積 1,576㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

畑中委員 1,576㎡で5筆ということですが、田んぼ1枚で5筆になっているということですか。

事務局長 四竈字瀧が2筆で併せて85㎡が1箇所、四竈字本郷に3筆併せて1町五反という状況であります。

議長 他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号6番は可と決しました。

議長 番号7番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号7番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 四竈字本郷〇一〇 外4筆、地目 田、地積 5,285㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号7番は可と決しました。

議長 番号8番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号8番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 黒沢字寺〇一〇 外3筆、地目 田、地積 8,816㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号8番は可と決しました。

議長 番号9番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号9番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 黒沢字新本田〇一〇 外1筆、地目 田、地積 5,657㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号9番は可と決しました。

議長 番号10番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号10番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 王城寺字横内四番〇一〇、地目 畑、地積 6,062㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号10番は可と決しました。

議長 番号11番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号11番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 黒沢字新新田〇一〇 外17筆、地目 田、地積 43,043㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた地域の担い手である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

鎌田委員 今回の再設定は期間3年のようですが、番号12番から番号13番は受け手が同じですが期間が5年であるようですが、11番だけ3年なのはどうしてですか。

事務局長 以前は10年で設定していたところを3年と申し出があったことから、お互い

の話し合いで決められたことと思われま

議長 他にありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号11番は可と決しました。

議長 番号12番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号12番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 黒沢字新山下○一○外2筆、地目 田、地積 4, 002㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた地域の担い手である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号12番は可と決しました。

議長 番号13番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号13番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 黒沢字新滝本○一○外2筆、地目 田、地積 5, 034㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた地域の担い手である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお

願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号13番は可と決しました。

議長 番号14番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号14番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○さん、設定をする土地の所在 王城寺字権三前三番〇一〇 外6筆、地目 田、地積 14, 848㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、所有者の労力不足等から今までも利用権を設定していた認定農業者である ○○さんと再度利用権を設定するものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号14番は可と決しました。

議長 以上で、議案第3号、農用地利用集積計画（案）の意見決定については、原案のとおり可と決しました。

本日附議されました案件につきましては、以上であります。

第1回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前10時00分

閉会時刻：午前10時38分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和4年1月25日

議長（会長） 堀 籠 勝 恵 ㊟

署名委員 齋 條 仁 美 ㊟

署名委員

菅原敏臣

印